

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
岡藤日産証券ホールディングス株式会社
代表取締役社長 二 家 英 彰

第17回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面又はインターネットによって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁）に従って、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、株主様の健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
当社本店7階会議室（昨年と開催場所が異なっておりますので、ご注意ください。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第17期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第17期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 資本金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- * 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- * 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.okatonissansec-holdings.co.jp/ir/shareholder.html>)へ掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- * 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.okatonissansec-holdings.co.jp/ir/shareholder.html>) に掲載させていただきます。

〈新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ〉

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様の健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

会場において当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。会場入口には株主様のための消毒液を設置いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けして入場をお控えいただくことがございます。その他感染予防のためご協力をお願いする場合がございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態に関わらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.okatonissansec-holdings.co.jp>

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。
後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。

日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずに行使期限までに到着するようご投函ください。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時到着分 まで

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時入力分 まで

- 複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

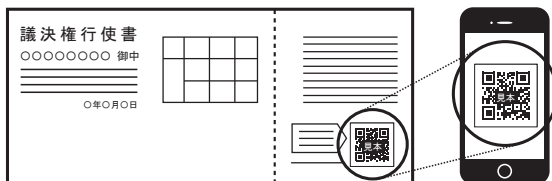
インターネットによる議決権行使について

(行使期限：2022年6月28日(火曜日)午後5時入力分まで)

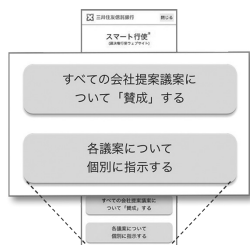
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

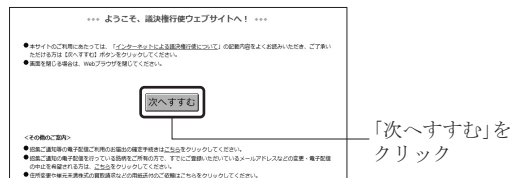
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

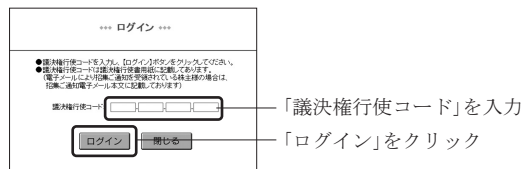
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

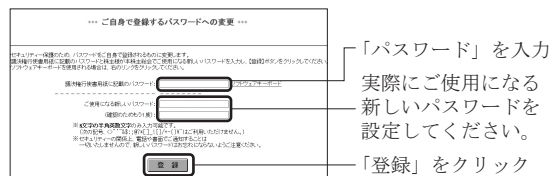
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

0120-652-031

受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現在生じております繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項及び同法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び利益準備金の額を減少し、それぞれその他資本剰余金及び繰越利益剰余金へ振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更するものではなく、資本金及び利益準備金の額のみ減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式に影響を与えるものではございません。また、資本金及び利益準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更を生じるものではございません。

1. 資本金及び利益準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額3,586,766,268円のうち2,086,766,268円減少し、1,500,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 減少する利益準備金の額

当社の利益準備金の額7,337,330円を全額減少し、0円とし、減少する利益準備金の額の全額を、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

(3) 資本金及び利益準備金の額の減少の効力発生日

資本金及び利益準備金の額の減少の効力発生日は、2022年8月8日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少に伴い増加するその他資本剰余金の一部を、下記のとおり、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 654,068,054円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 654,068,054円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社グループは、当期において、経営基盤のさらなる強化及び業務運営のより一層の効率化、グループ経営資源の有効活用を目的とするグループ事業再編を進め、日産証券株式会社を中核事業会社とするグループ体制へと整備されました。また、当社グループでは、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り」の早期解除に向けて、コーポレートガバナンス態勢の再点検、再整備に取り組んでおります。

このような状況下において、当社グループの実態及び現状を株主・投資家の皆様を始めとするステークホルダーに対して明確にしていくとともに、グループとしての一体感を創出し、持続的な企業成長に繋げていく事を目的とし、当社の商号を「日産証券グループ株式会社」に変更するため、現行定款第1条を変更するものであります。

なお、商号変更の効力発生日については、2022年7月4日といたします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条 (商 号) 当社は、 <u>岡藤日産証券ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>Okato Nissan Securities Holdings, Inc.</u> と表示する。	第1章 総 則 第1条 (商 号) 当社は、 <u>日産証券グループ株式会社</u> と称し、英文では <u>Nissan Securities Group Co., Ltd.</u> と表示する。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第1条</p> <p style="text-align: center;">附 則 (省 略) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (現行どおり)</p> <p>第1条</p> <p>第2条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選定にあたりましては、指名報酬委員会へ諮問し、その答申を踏まえ、取締役会において決定しております。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ふた や ひで あき 二 家 英 彰 (1973年12月5日生) 【再任】	1996年4月 国際証券（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券）株式会社入社 2002年6月 日本ユニコム（現 ユニコムグループホールディングス）株式会社取締役 2004年6月 同社常務取締役 2005年12月 日産証券株式会社取締役 2006年10月 ユニコムグループホールディングス株式会社代表取締役社長 2012年6月 日産センチュリー証券（現 日産証券）株式会社代表取締役社長（現任） 2018年6月 当社社外取締役 岡藤日産証券プランニング（現 DIRECTION）株式会社取締役 2020年10月 当社代表取締役 2021年6月 当社代表取締役社長（現任）	101,600株
		【取締役候補者とした理由】 二家英彰氏は、日産証券株式会社の代表取締役社長として経営の指揮を執り、業績の向上に大きな功績をあげるとともに、2021年6月の当社代表取締役社長就任後は、当社グループの事業再編の陣頭指揮を執ってまいりました。その経営者としての豊富な経験と実績及び長年にわたる金融業界における幅広い見識を活かして、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためにリーダーシップを発揮していただけるものと判断し、取締役候補者としたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">こん どう たつ お 近 藤 竜 夫 (1973年5月27日生)</p> <p style="text-align: center;">【再任】</p>	<p>1998年4月 日本ユニコム（現ユニコムグループホールディングス）株式会社入社 2004年7月 同社経営企画部 2011年4月 同社経営企画部副部長 2012年4月 日産センチュリー証券（現 日産証券）株式会社経営企画部長 2013年12月 同社執行役員コーポレート本部長兼経営企画部長 2016年6月 同社上席執行役員コーポレート本部長兼経営企画部長 2019年6月 同社取締役コーポレート本部長兼経営企画部長（現任） 2020年10月 当社取締役経営企画室長 2021年6月 当社常務取締役経営企画室長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 近藤竜夫氏は、長年にわたり日産証券株式会社の経営企画部門において業務に従事し、2020年10月の当社取締役就任後は当社経営企画室長として、当社グループにおける経営戦略全般を担っており、その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のために必要であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	2,800株
3	<p style="text-align: center;">く ぼ とし きき 久 保 壽 將 (1969年1月23日生)</p> <p style="text-align: center;">【再任】</p>	<p>1991年4月 岡藤商事株式会社入社 2016年7月 同社財務部長 2017年6月 当社総合管理部長 2017年8月 当社総合管理部長兼内部監査室参与 岡藤商事株式会社総合管理部長 2018年6月 岡藤日産証券プランニング（現 DIRECTION）株式会社監査役 2019年7月 岡藤商事株式会社執行役員総合管理部副担当兼総合管理部長 2020年10月 同社執行役員総合管理部副担当兼総合管理部長兼内部監査室参与 当社総合管理部長 2021年4月 岡藤商事株式会社執行役員財務部担当兼財務部長兼内部監査室参与 2021年6月 当社取締役総合管理部長（現任） 岡藤商事株式会社監査役（現任） 三京証券（現JIA証券）株式会社監査役 日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社監査役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 久保壽將氏は、長年にわたり当社グループの財務経理に関する業務に従事しており、その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のために必要であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	12,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">いし い ただ お 石 井 忠 雄 (1953年4月22日生)</p> <p>【新任・社外・独立】</p>	<p>1980年4月 裁判官任官 2005年4月 東京高等裁判所判事 2006年11月 東京地方裁判所判事（部総括） 2009年7月 法務省人権擁護局長 2012年11月 長野地方・家庭裁判所長 2014年6月 知的財産高等裁判所判事（部総括） 2015年3月 東京高等裁判所判事（部総括） 2016年4月 退官 2016年9月 法務省難民審査参与員（現任） 2016年11月 弁護士登録（第二東京弁護士会）現在に至る 東京簡易裁判所司法委員（現任） 2017年4月 東京地方裁判所民事調停委員（現任） 2018年7月 一般社団法人日本共済協会共済相談所審査委員会委員（現任） 2020年4月 川崎市差別防止対策等審査委員会委員（現任） 2020年7月 全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)監事(現任) 2021年10月 国土交通省中央建設工事紛争審査会特別委員(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 石井忠雄氏は、長年にわたり高等裁判所及び地方裁判所の裁判官、弁護士を務められ、その豊富な法的知識及び法曹界での経験を活かし、当社の事業運営全般にわたる有用な意見や助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>	— 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石井忠雄氏は、社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
3. 石井忠雄氏は、過去に社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者が選任され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。
5. 石井忠雄氏が取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役門間大吉氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>もん ま だい きち 門 間 大 吉 (1958年4月23日生)</p> <p>【再任・社外・独立】</p>	<p>1981年4月 大蔵省入省 1997年6月 経済協力開発機構(OECD) 日本政府代表部参事官 2001年1月 金融庁監督局総務課協同組織金融室長 2002年7月 財務省国際局地域協力課長 2004年7月 防衛庁管理局会計課長 2007年7月 防衛省大臣官房審議官 2008年3月 財務省大臣官房参事官 2008年7月 同省大臣官房審議官 2012年8月 国際通貨基金(IMF) 理事 2014年7月 財務省会計センター所長兼同省財務総合政策研究所長 2015年7月 同省国際局長 2018年4月 公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金理事(現任) 2020年5月 株式会社アストロスケールホールディングス社外取締役(現任)</p> <p>2020年6月 日産証券株式会社社外取締役(監査等委員) 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2020年9月 日産証券株式会社取締役(非業務執行)(現任)</p> <p>2021年4月 大和アセットマネジメント株式会社社外取締役(現任)</p> <p>2021年9月 株式会社国際経済研究所副理事長(現任)</p>	<p>— 株</p>
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>門間大吉氏は、財務省(旧大蔵省)、内閣官房、防衛省等において、予算、税制、金融、国際金融、対外経済援助、安全保障等を幅広く担当され、国際通貨基金(IMF)理事、財務総合政策研究所長、財務省国際局長等の重職を歴任されており、同氏の金融行政や国際経済に関する豊富な経験、幅広い知見、そして高い見識を活かし、引き続き当社の事業運営全般にわたる有用な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>	

- (注) 1. 門間大吉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 門間大吉氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 門間大吉氏は、過去に社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。門間大吉氏が選任され取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。
5. 当社は門間大吉氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める限度額までとする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
6. 門間大吉氏は、現在当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の監査等委員でない取締役の報酬は「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬型ストック・オプション」としておりますが、本議案は、当社の監査等委員でない取締役（下記のとおり、社外取締役、非業務執行取締役及び国外居住者を除きます。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。また、本議案が原案のとおり承認可決された場合には、「株式報酬型ストック・オプション」の報酬枠を廃止し、以後、新規付与を行わないものとします。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、2015年6月26日開催の第10回定時株主総会においてご承認いただきました監査等委員でない取締役の報酬の限度額（年額300百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、2023年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する監査等委員でない取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び国外居住者を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して支給するものです。

本制度の導入目的は上記に記載のとおりであり、本議案は当該目的を達成するために必要かつ合理的な内容になっていると考えております。また、当社は、2022年5月13日開催の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を事業報告29頁に記載のとおり定めているところ、本議案は当該方針に沿う内容の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容になっていると考えております。以上より、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社取締役は3名となります。

※なお、本制度の導入が承認をされた場合は、当社執行役員（国外居住者を除きます。）及び当社子会社である日産証券株式会社においても、取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び国外居住者を除きます。以下も同様です。）及び執行役員（国外居住者を除きます。以下も同様です。）を対象とする同様の株式報酬制度を導入することを予定しております。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が対象取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各対象取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退任時です。

①	本制度の対象者	当社の監査等委員でない取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び国外居住者を除きます。）
②	対象期間	2023年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度まで
③	②の対象期間5事業年度において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金60百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり120,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイント
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき対象取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金60百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する対象取締役に対する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する対象取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても合わせて信託します。また、前記のとおり、当社の執行役員及び日産証券株式会社においても本制度と同様の制度を導入した場合には、当社の執行役員並びに日産証券株式会社の取締役及び執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も合わせて信託します。

なお、当社の取締役会による決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の

目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により対象取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金12百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長して本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない対象取締役がある場合には、当該対象取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 対象取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 対象取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社の取締役会で定める株式交付規程に基づき、各対象取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が対象取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり120,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

対象取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、対象取締役が当社に損害を与えたことに起因して取締役を解任された場合、辞任する場合等の所定の場合には、それまでに付与されたポイントの全部又は一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 対象取締役に対する当社株式の交付

各対象取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社

が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

経済環境

当期の我が国経済は、度重なる緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の発令により人流が抑制されたことから、飲食、旅行、宿泊などのサービス消費が低迷しましたが、9月末に緊急事態宣言が解除されたことから10月以降のサービス消費は回復傾向となりました。しかし、オミクロン株の感染拡大により1月に再びまん延防止等重点措置が発令されたことから、製造業・非製造業ともに景況感は悪化しました。また、外国人観光客に対する入国規制が続く中、インバウンド需要はほぼゼロの状況が続きました。

金融市場では、NYダウは中国恒大集団のデフォルト（債務不履行）懸念やオミクロン株の欧米での感染拡大などにより一時的に下落する局面があったものの、好調な米国経済を背景に1月上旬まで概ね上昇基調が続きました。

その後、FRBが利上げ開始を表明したことから2月末までは軟調な展開となりましたが、ロシアのウクライナ侵攻による景気後退を防止するためFRBは慎重に利上げを進めるとの観測から3月以降は底堅く推移しました。

一方、日本では緊急事態宣言とまん延防止等重点措置による行動制限により日経平均株価は上値の重い展開が続いていましたが、9月初めに菅首相が退陣を表明すると、次期政権による大規模な経済対策への期待感から大きく上昇し、9月中旬には約31年ぶりの高値を付けました。その後は高値警戒感から軟調に推移し、ロシアがウクライナを侵攻すると各国の経済制裁による景気後退懸念から3月上旬には一時25,000円割れまで下落しましたが、米国株が持ち直したことから、3月末には28,000円台まで値を戻しました。

商品市場では、NY金先物はドル安を背景に5月には1,900ドルを超えましたが、米国の景気回復に伴い利上げ時期が早まるとの見方から下落し、2月までは概ね1,800ドルを挟んでレンジ内での推移となりました。その後、インフレへの警戒感から上昇していたところに、ロシアがウクライナに侵攻すると安全資産としての買いが殺到し、3月には2,000ドルを突破しました。WTI原油先物は、デルタ株やオミクロン株の感染拡大による需要減少懸念から一時的に下落する局面があったものの、欧米でのワクチン接種の進展によるエネルギー需要の回復期

待の高まりを背景に2月まで概ね上昇基調が続きました。その後、ロシアがウクライナに侵攻すると、経済制裁の一環として米国や英国がロシア産原油の輸入を禁止したことから、3月には一時130ドル台まで上昇し、2008年7月以来の高値を付けました。

損益状況

当期の損益につきましては、金融商品取引の受入手数料は2,270,018千円（前年同期比74.2%）、商品関連市場デリバティブ取引を含む商品先物取引の受入手数料は3,889,406千円（同114.8%）となり、受入手数料の合計は6,159,425千円（同95.5%）となりました。

また、トレーディング損益（株式・債券等の店頭取引に伴うトレーディング業務等によるもの）は910,369千円の利益（同79.6%）、売買損益（貴金属地金取引の売買等によるもの）は22,919千円の利益（同39.6%）、金融収益は78,802千円（同92.9%）を計上しております。

これらの結果、営業収益は7,197,857千円（同93.0%）となり、営業収益から金融費用を控除した純営業収益は7,154,032千円（同93.3%）となりました。

また、販売費・一般管理費につきましては、7,317,985千円（同103.3%）となり、営業損失は163,952千円（前年同期は580,822千円の営業利益）となりました。なお、当社グループの中核企業である日産証券株式会社における当事業年度における個別業績は、営業利益669,364千円、経常利益853,632千円、当期純利益1,193,050千円を計上するなど堅調に推移しております。

なお、受取配当金で123,448千円を計上したこと等もあり、経常利益は6,695千円（前年同期比0.9%）となりました。

これに加えて投資有価証券売却益989,920千円及び関係会社売却益223,478千円等の特別利益を計上したほか、固定資産の減損損失185,010千円及び事業再編損458,359千円等を特別損失に計上したことから親会社株主に帰属する当期純利益は535,755千円（同33.7%）となりました。

2. 設備投資等の状況

当期において実施した設備投資の総額は100,961千円であり、主に取次用マルチテナント対応に係る設備投資18,000千円、子会社の支店の新設及び移転に伴う設備投資12,573千円、車輛購入に伴う設備投資12,957千円であります。

3. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社と日産証券株式会社との経営統合（2020年10月1日付）に伴い、当社は、東京証券取引所より、有価証券上場規程に基づく「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り」の指定がされております（猶予期間2024年3月31日まで）。当社グループは、当該猶予期間入りの早期解除を経営の最優先課題としており、上場企業グループに相応しいコーポレートガバナンス態勢の整備、運用を図るべく、各種規程やルール、組織態勢等の見直し、整備、改善を行ってまいります。

また、当期に遂行したグループ事業再編により、当社グループは日産証券株式会社を中核事業会社とするグループ体制へと整備されました。また、その他子会社として、NSトレーディング株式会社（自己売買業務）、日産証券ファイナンス株式会社（貸金業）、NSシステムズ株式会社（システム運用、保守業務）等を置くことで、グループ内における事業機能の明確化、業務運営の効率化、リスク回避を行っております。

今後は、当社グループの実態及び現状を株主・投資家の皆様を始めとするステークホルダーに対して明確にしていくとともに、グループとしての一体感を創出し、持続的な企業成長につなげてまいります。また、グループ会社間の連携をより密接に行い、グループ全体としての経営基盤のさらなる強化を図って行くため、新規事業の検討、管理部門における集約と効率化、資金調達手段の多様化を重点施策としてまいります。

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症や欧州での地政学的リスクの高まりを受け、予断を許さない状況が続くものと考えられます。

当社グループでは、いかなる環境変化にも柔軟かつ迅速に対応すべく、相場動向に左右されない企業体質の構築を目指しており、今後も引き続き、M&Aを通じた収益基盤の多様化、顧客基盤の充実化、新規事業への参入等の推進や、業務フロー上のシステム化、デジタル化の推進による効率化、コスト削減等の施策に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第14期 2019年3月期	第15期 2020年3月期	第16期 2021年3月期	第17期 2022年3月期
営 業 収 益 (千円) (うち受入手数料)	2,672,377 (2,082,632)	2,855,322 (2,474,057)	7,738,402 (6,446,536)	7,197,857 (6,159,425)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	168,238	89,512	1,587,895	535,755
1株当たり当期純利益 (円)	16.24	8.34	30.63	9.21
総 資 産 (千円)	34,520,219	30,313,202	91,605,123	95,835,812
純 資 産 (千円)	3,485,131	3,293,536	13,419,731	12,866,272
1株当たり純資産額 (円)	321.74	303.14	233.24	220.82

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

- 第16期における普通株式の期中平均株式数は、2020年4月1日から2020年9月30日までの期間については、日産証券株式会社の期中平均株式数に株式交換比率を乗じた数値を用いて算出し、2020年10月1日から2021年3月31日までの期間については、当社の期中平均株式数を用いて算出しております。
- 当社は、2020年10月1日付で当社を株式交換完全親会社、日産証券株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。本株式交換は企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、日産証券株式会社が取得企業となるため、第16期の連結計算書類については、当社の株式交換直前の連結上の資産・負債を時価評価した上で、日産証券株式会社の連結貸借対照表に引き継いでおります。また、第16期(2020年4月1日～2021年3月31日)の連結業績は、日産証券株式会社の上期6カ月(2020年4月1日～2020年9月30日)分の連結業績に、株式交換後の当社の下期6カ月(2020年10月1日～2021年3月31日)分の連結業績を合算した金額となっております。このため、本株式交換前の財産および損益の状況と第16期の財産および損益の状況との間には連続性がなくなっており、各計数は大幅に変動しております。なお、比較情報については、株式交換前の当社の表示方法により表示しておりますが、第16期より、営業収益に係る表示方法の変更を行っております。第14期および第15期の主要な連結経営指標についても、当該表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しております。
- 第17期より、純金&プラチナ積立(タートルプラン)の会計方針の変更を行っております。第16期の数値につきましては、当該会計方針の変更を反映した組替後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第14期 2019年3月期	第15期 2020年3月期	第16期 2021年3月期	第17期 2022年3月期
営 業 収 益 (千円)	354,280	354,500	568,333	90,000
当期純利益または当期純損失(△) (千円)	86,504	△2,308,813	337,480	△826,284
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△) (円)	8.35	△215.28	9.99	△14.21
総 資 産 (千円)	6,653,965	4,100,786	10,993,242	9,991,641
純 資 産 (千円)	5,836,493	3,455,537	10,672,117	9,726,829
1株当たり純資産額 (円)	541.44	318.51	184.76	166.92

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社の状況

当社の親会社はユニコムグループホールディングス株式会社で、同社は当社の普通株式40,116,900株（議決権比率68.8%）を保有しております。

なお、同社は、2020年10月1日付当社と日産証券株式会社との株式交換による経営統合の効力発生に伴い、同社が保有する当社の議決権の比率が50%を超えたため、当社の親会社に該当することとなったものであります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	主要な業務内容
日 産 証 券 株 式 会 社	東京都中央区	千円 1,500,000	% 100.0	金融商品取引業 商品先物取引業
日産証券ファイナンス株式会社	東京都中央区	千円 35,000	% 100.0	貸金業
N S シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	東京都中央区	千円 10,000	% 100.0	システム運用・保守
N S ト レ ー デ ィ ン グ 株 式 会 社	東京都中央区	千円 15,000	% 100.0	自己売買業
岡 藤 商 事 株 式 会 社	東京都中央区	千円 50,000	% 100.0	自己売買業

- (注) 1. 日産証券システムソリューションズ株式会社は、2022年1月4日付で社名を日産証券ファイナンス株式会社に変更いたしました。
2. NSシステムズ株式会社は、2021年10月29日付、また、NSトレーディング株式会社は、2022年3月1日付設立し、それぞれ連結子会社としております。
3. 岡藤商事株式会社は、2022年4月25日付で自己売買業をNSトレーディング株式会社に吸収分割により承継させました。
4. 前事業年度において連結子会社であった三京証券株式会社(現 JIA証券株式会社)は、2021年9月10日付全株式を譲渡したことにより、また、日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社は、2022年1月1日付岡藤商事株式会社に吸収合併され消滅したことにより、連結子会社から除外しております。

③ 特定完全子会社の状況

会社名	所在地	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日産証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号	千円 7,433,748	千円 9,991,641

7. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、金融商品取引業、商品先物取引業等を中心に、顧客に対して総合的な投資・金融サービスを提供しております。

主な事業内容は次のとおりであります。

① 金融商品取引業

金融商品取引法に基づき以下の業務を行っております。

- イ. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引、商品関連市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引
- ロ. イに掲げる売買又は取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ハ. イに掲げる売買又は取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ニ. 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ又は代理
- ホ. 有価証券の引受け
- ヘ. 有価証券の募集又は売出し
- ト. 有価証券等管理業務
- チ. その他金融商品取引業付随業務

② 商品先物取引業

商品先物取引法に基づき以下の業務を行っております。

- イ. 商品市場及び外国商品市場における取引
- ロ. イに掲げる取引の受託
- ハ. イに掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

8. 主要な事業所（2022年3月31日現在）

① 当社

	所在地
本店	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号

② 子会社

会社名	所在地
日産証券株式会社	本店（東京都中央区）、新宿支店（東京都新宿区）、新横浜支店（横浜市港北区）、北習志野支店（船橋市）、行田支店（行田市）、名古屋支店（名古屋市中区）、大阪第一支店・大阪第二支店（大阪市中央区）、岡山支店（岡山市北区）、津山支店（津山市）、福岡支店（福岡市中央区）

(注) 当社の重要な子会社については、「6. 重要な親会社及び子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

9. 企業集団の従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
354名	129名減

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 従業員数減少の主な理由は、通常の自己都合退職と併せて、グループ事業の再編に伴う減員によるものであります。

10. 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
日本証券金融株式会社	3,216,157千円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

1. 株式の数

発行可能株式総数	90,000,000株
発行済株式の総数	58,251,592株（自己株式7,868株を含む）

2. 株主数 4,627名（前期末比617名増）

3. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ユニコムグループホールディングス株式会社	40,116千株	68.87%
第一商品株式会社	5,402	9.27
岡三にいがた証券株式会社	610	1.04
大 津 明	570	0.97
楽 天 証 券 株 式 会 社	376	0.64
株 式 会 社 ト レ ー ド ワ ー ク ス	339	0.58
岡藤日産証券ホールディングス従業員持株会	258	0.44
加 藤 貴 久	197	0.33
金 原 一 弘	180	0.30
株 式 会 社 岡 三 証 券 グ ル ー プ	169	0.29

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

4. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日	2020年5月15日	2020年5月15日
新株予約権の数	5,389個	5,927個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 3,044,785株 (新株予約権1個につき565株)	普通株式 3,348,755株 (新株予約権1個につき565株)
新株予約権の払込金額	金銭の払込を要しない	金銭の払込を要しない
新株予約権の行使価額	1株につき142円	1株につき151円
新株予約権の行使期間	2020年10月1日から 2023年6月30日まで	2020年10月1日から 2025年2月28日まで
新株予約権の行使条件	①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。 ③新株予約権の権利行使時において、当社の普通株式が金融商品取引法に定める金融商品取引所に上場されていること。	
当社使用人等への交付状況	当社及び子会社役員及び従業員 207名	当社及び子会社役員及び従業員 237名

(注) 上記新株予約権は、2020年10月1日付で当社を株式交換完全親会社、日産証券を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行ったことに伴い、日産証券株式会社が発行していた新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わる新株予約権を同日付で交付したものです。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	二 家 英 彰	日産証券株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	近 藤 竜 夫	経営企画室長 日産証券株式会社取締役
取 締 役	青 山 秀 世	NSトレーディング株式会社代表取締役社長
取 締 役	久 保 壽 将	岡藤商事株式会社監査役
取締役（監査等委員）	荒 木 文 明	
取締役（監査等委員）	門 間 大 吉	日産証券株式会社取締役（非業務執行） 株式会社アストロスケールホールディングス社外取締役 大和アセットマネジメント株式会社社外取締役 公益法人グローバルヘルス技術振興基金理事 株式会社国際経済研究所副理事長
取締役（監査等委員）	林 徹	共栄火災海上保険株式会社顧問

- (注) 1. 取締役（監査等委員）門間大吉及び林徹の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び取締役会以外の重要な会議等への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、荒木文明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役（監査等委員）門間大吉及び林徹の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 門間大吉氏は、長年にわたり財務省（旧大蔵省）等において金融行政に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2021年6月29日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、小崎隆司、杉本卓士、増田潤治、小森繁帆及び松田勇次の5氏は任期満了により取締役を退任し、また澤田純及び野田扇三郎の両氏は任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。
6. 2021年6月29日開催の第16回定時株主総会において、新たに久保壽将氏が取締役に選任され、また荒木文明及び林徹の両氏が取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、当社及び子会社の役員、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料については当社及び子会社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填するものです。ただし、当該保険契約では、免責額等の定めを設け、一定の額までの損害については補填の対象としないこととしております。

4. 取締役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(1) 取締役の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会において決議しております。

(2) 決定方針の内容の概要

i) 取締役の個人別の基本報酬の額の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の個人別の基本報酬の額については、代表取締役が取締役会において、報酬等の額に関する方針を説明の上、取締役会の委任を受けて、監査等委員及び連結子会社の代表取締役と別途協議を行い決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、経営に対する独立性を重視する観点から、基本報酬のみで構成され、監査等委員である取締役の協議（監査等委員会）により決定しております。

ii) 取締役の個人別の業績連動報酬の額の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の個人別の業績連動報酬の額については、業績（連結営業利益、経常利益又は当期純利益）及び担当職務、貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役が取締役会において、報酬等の額に関する方針を説明の上、取締役会の委任を受けて、監査等委員及び連結子会社の代表取締役と別途協議を行い、決定しております。

iii) 取締役の個人別の非金銭報酬の額の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の非金銭報酬は株式報酬型ストック・オプションとし、基本部分及び利益加算部分の各々の付与について、取締役会で協議を行い、別途定める株式報酬型ストック・オプション規程に基づき決定しております。

iv) 基本報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に

対する割合については、特段の定めは行っておりません。

v) 取締役に対し、報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬及び業績連動報酬については、毎月当社が指定する日に支給するものとし、非金銭報酬については、取締役会の決議に記載する日に付与するものとしております。

vi) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の額については、取締役会の決議に基づき委任を受けた代表取締役が、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で決定権限を有するものとし、当該権限の内容は取締役（監査等委員を除く）の基本報酬及び業績連動報酬の額としており、当該権限が適切に行使されるよう代表取締役は取締役会において、取締役の報酬等の額に関する方針を説明した上で、監査等委員及び連結子会社の代表取締役との協議を経ることとしております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額については、監査等委員である取締役の協議（監査等委員会）により決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第10回定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。また、取締役（監査等委員を除く）のストック・オプションによる報酬は、同じく2015年6月26日開催の第10回定時株主総会において年額50,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。第10回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第10回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。第10回定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき委任を受けた代表取締役社長二家英彰が、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の額の具体的内容を決定しております。当該権限の内容は、取締役（監査等委員を除く）の基本報酬及び業績連動報酬の額であり、当該権限を委任した理由は、代表取締役は当社全体の業績を常に把握しており、各取締役の担当業務の公正な評価を行うには代表取締役が最も適しているとの判断によるものであります。

当該権限が適切に行使されるよう代表取締役は取締役会において、取締役の報酬等の額に関する方針を説明した上で、監査等委員及び連結子会社の代表取締役との協議を行うものとしていることから、取締役会はその内容が個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	37,246	37,246	—	—	8
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	11,721	11,721	—	—	2
社外取締役	9,000	9,000	—	—	3
合 計	57,967	57,967	—	—	13

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の支給人員には、2021年6月29日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）4名及び取締役（監査等委員）2名を含んでおります。なお、無報酬の取締役（監査等委員を除く）1名は、上記支給人員に含まれておりません。

⑤ 上記の他報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、本株主総会にお諮りしている第5号議案をご承認いただくことを条件として新たな取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しております。その概要は下記のとおりです。

・基本方針

当社の取締役の報酬等は、株主との株式価値の共有、並びに中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬等について、公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。当該委員会は、委員長を社外取締役、委員の過半数を社外取締役とし、取締役会の諮問する報酬等について審議を行い、取締役会に対して答申することとします。

・取締役の報酬等の概要

取締役（監査等委員を除く）の個人別の基本報酬（業績連動報酬及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）の額は、月例の固定報酬として支給し、また、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、役職、職責等に応じて定める「役員報酬基準一覧」に基づき、当該取締役の実績、貢献度のほか、別に定める「役員選任基準」への該当性に照らして代表取締役が報酬案を策定し、指名報酬委員会での審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定するものとします。また各取締役（監査等委員）の基本報酬の額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、「役員報酬基準一覧」に基づき、監査等委員である取締役の協議（監査等委員会）により決定するものとします。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の業績連動報酬は、業績（営業利益、経常利益又は当期純利益）及び担当職務、貢献度等を総合的に勘案し、一定の時期に支給することがあります。各取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、指名報酬委員会での審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定するものとします。また各取締役（監査等委員）の業績連動報酬額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議（監査等委員会）により決定するものとします。

非金銭報酬等については、株主との株式価値の共有、並びに中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度とします。その内容は、取締役会で定める株式交付規程に基づき、事業年度毎に各取締役に付与されるポイント数に応じて、原則として取締役の退任時に当社株式を交付することとします。

取締役の種類別の報酬割合については、株主との株式価値の共有、並びに中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、基本報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合を適切なものとする方針としております。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の額については、「取締役の個人別の基本報酬（業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）の額又はその算定方法の決定に関する方針」、「取締役の個人別の業績連動報酬の額の決定に関する方針」に基づき、代表取締役が報酬案を作成します。当該報酬案は、取締役会の決議により指名報酬委員会に対して諮問することとし、指名報酬委員会は、当該報酬案について協

議、検討を行い、取締役会に対して答申することとします。取締役会は、指名報酬委員会からの答申内容を踏まえ、報酬案について審議を行い、決定するものとします。また、取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の額については、「取締役の個人別の基本報酬（業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）の額又はその算定方法の決定に関する方針」、「取締役の個人別の業績連動報酬の額の決定に関する方針」に基づき、監査等委員である取締役の協議（監査等委員会）により決定するものとします。

5. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況および当事業年度における主な活動状況

取締役（監査等委員） 門 間 大 吉	他の法人等の重要な兼職状況	日産証券株式会社取締役（非業務執行） 株式会社アストロスケールホールディングス社外取締役 大和アセットマネジメント株式会社社外取締役 公益法人グローバルヘルス技術振興基金理事 株式会社国際経済研究所副理事長
	当事業年度における主な活動状況（取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況等）	当事業年度開催の取締役会25回、また監査等委員会15回のすべてに出席し、主に金融行政に携わってきた豊富な経験、幅広い知見、高い見識を基に、積極的に議案審議等に必要な発言を行っており、業務運営体制への取組み等に関する助言など適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 林 徹	他の法人等の重要な兼職状況	共栄火災海上保険株式会社顧問
	当事業年度における主な活動状況（取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況等）	2021年6月29日の就任以後の取締役会18回、また同就任以後の監査等委員会11回のすべてに出席し、農林水産省、内閣法制局の要職を歴任されたその豊富な経験、幅広い知識、高い見識を基に、積極的に議案審議等に必要な発言を行っており、業務運営体制への取組み等に関する助言など適切な役割を果たしております。

(注) 当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(注) 2021年6月29日開催の第16回定時株主総会において、新たに太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった監査法人まほろばは退任いたしました。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,805千円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51,165千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠について検討した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務」についての対価が含まれております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針について、以下のとおり取締役会において決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ① 毎月1回以上取締役会を開催し、経営に関する重要事項については、取締役会決議を要することとし、多面的な検討を経て迅速かつ慎重に決定・承認を行う。
- ② 社内規則に基づく職務権限及び稟議手続き等の意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ③ コンプライアンス体制を確保するための体制及び規定等の構築・整備を行う。
- ④ 内部監査室は当社グループの内部監査部門と連携して使用人の職務の執行について内部監査を担当するものとし、監査方針・監査計画を取締役社長及び監査等委員会に提出し、監査結果を被監査部署の担当取締役及び取締役社長、監査等委員会に報告する。
- ⑤ 内部通報制度を構築・整備する。
- ⑥ 金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。
また、内部統制室及び内部監査室を中心に、当該内部統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を、必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する体制を構築する。
- ⑦ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で組織的に対応し、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ① 社内規則に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
- ② 取締役又は監査等委員会は、常時、これらの文書等を閲覧することができる。取締役又は監査等委員会の命を受けた使用人についても同様とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ① 当社グループ企業における業務執行上のリスク管理についての基本方針・管理体制を社内規則で定め、その運用を図る。
- ② 必要に応じてリスクカテゴリーごとに規程等を制定し、研修の実施、社内マニュアルの作成・配布などを行う。
- ③ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、取締役は速やかに取締役会に報告する。
- ④ 新たに生じたリスクについては、その対応のため、代表取締役社長は対応責任者となる取締役を定め、対策会議を招集する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ① 業務分掌規程等の社内規則により各部門、各役職における権限と責任を明確化するとともに、社内規則に基づく意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ② その他、取締役は、内部統制制度、年度計画、予算・業績管理制度、月次・四半期業績、人事管理制度、社内規則等を整備・運用し、職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保する。
- ③ 取締役会はその進捗状況を定期的に確認して改善を促すことができるよう、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- ① 関係会社管理規程等を整備・運用することにより、子会社が当社に対し協議すべき事項及び報告すべき事項を明確にする。
- ② 前記(1)、(3)、(4)について、子会社においても整備・運用を推進する。
- ③ グループの経営に関する重要事項については、取締役会決議を要することとし、多面的な検討を経て慎重かつ迅速に決定・承認を行う。
- ④ 年度予算制度に基づき、目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行う。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保について

- ① 当社の監査等委員会が求めた場合には、業務分掌規程に基づき監査等委員会にその職務を補助すべき従業員を付属させることができる。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する人事異動、人事考課、懲戒等については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ③ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は業務執行禁止とし、監査等委員会の指示のみに基づき、監査等委員会の監査に関わる権限の行使を補助する。

(7) 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

- ① 法定の事項の他、当社及び子会社に関する下記の事項については監査等委員会へ報告を行うこととする。
 - イ. 重要な会議で審議、報告された事項
 - ロ. 内部監査部門が実施した内部監査の結果についての事項
 - ハ. グループ経営上著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその事実、及びグループ役職員の違法、内部不正行為
 - ニ. 内部通報制度による通報の状況
 - ホ. 毎月の経営の状況及び業務執行上重要な事項
 - ヘ. 子会社の監査役の活動状況
 - ト. その他、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項なお、監査等委員会への報告は常勤の監査等委員への報告をもってこれを行う。
- ② 監査等委員会は、必要に応じ当社及び当社子会社の取締役及び従業員を出席させ、報告・意見を聞くことができる。当該出席者は、監査等委員会に対し、監査等委員会の求めた事項について説明を行わなければならない。
- ③ 監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図る。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- ① 監査等委員の職務の遂行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務は、監査等委員会の意見を尊重して、適時適切に当社が負担する。
- ② 監査等委員会の職務遂行においては、各部署における従業員は監査等委員会の監査に協力しなければならない。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は毎月1回以上開催され、グループ経営に関する重要事項を決議しました。
- ② コンプライアンス体制及びリスク管理については、社内規程及びマニュアル等を運用するとともに、必要な見直しを行い、全役職員に対する研修を行いました。
- ③ 内部監査については、事前に取り締役会で承認された監査方針・監査計画に基づいて、内部監査室による内部監査を実施し、その監査結果については被監査部署の担当取締役、取締役社長及び監査等委員会に報告を行いました。
- ④ 社外の法律事務所を含め複数の通報窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。
- ⑤ 財務報告に係る内部統制の有効性については、内部統制室を中心に検証を行い、その結果を取締役に報告しました。
- ⑥ 反社会的勢力との関係遮断のため、顧客及び取引先の審査を実施しました。
- ⑦ 業績管理については子会社を含めて日次管理及び月次管理を行いました。
- ⑧ 監査等委員会への報告体制については、主に取締役会や重要な会議への出席を通じて法定事項及び重要事項を報告しました。
- ⑨ 監査等委員会の監査については、内部監査室との連携及びグループ各社各部署の協力のもとに行われました。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、安定した配当を継続的に行っていくことを基本方針としております。内部留保につきましては、長期的な展望に基づき、財務基盤の強化や成長分野への資金配分など、企業価値を高めるための投資に有効活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るために、適切に実施してまいり所存です。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の剰余金の配当につきましては、2022年5月25日開催の取締役会において、当期の当社グループの経営環境及び財政状態などを総合的に勘案し、普通配当3円に、2020年10月1日付当社と日産証券株式会社の経営統合から1年が経過したこと及びグループの事業再編が一段落したことを記念し還元させていただき特別配当2円を加えた1株につき5円と決議いたしました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	89,326,344	流動負債	81,929,029
現金及び預金	3,504,167	短期借入金	1,150,000
委託者未収金	121,982	預り商	8,324,342
トレーディング商品	35,034	未払金	644,119
有価証券	8,800	未払法人税等	89,825
商	200,252	未払消費税等	55,415
保管預り商品	1,532,181	預り金	10,611,026
貸付商品	6,792,160	預り証拠金	44,700,702
保管有価証券	5,603,929	預り証拠金代用有価証券	4,502,419
差入保証金	50,407,907	受入保証金	1,805,363
約定見返勘定金	6,496	信用取引負債	3,306,872
信用取引資産	3,497,945	信用取引借入金	3,216,157
信用取引貸付金	3,439,432	信用取引貸証券受入金	90,715
信用取引借証券担保金	58,512	賞与引当金	60,000
顧客分別金信託	11,870,000	訴訟損失引当金	6,500
預託金	30,000	委託者先物取引差金	6,647,957
短期貸付金	1,013,542	その他の流動負債	24,484
支払差金勘定	2,125,027	固定負債	751,479
その他の流動資産	2,605,175	繰延税金負債	716,377
貸倒引当金	△ 28,260	その他の固定負債	35,101
固定資産	6,509,467	特別法上の準備金	289,030
有形固定資産	201,582	商品取引責任準備金	10,679
建物	90,354	金融商品取引責任準備金	278,350
土地	4,816	負債合計	82,969,539
その他の有形固定資産	106,411	(純資産の部)	
無形固定資産	920,880	株主資本	10,811,122
ソフトウェア	115,371	資本金	3,586,766
のれん	706,632	資本剰余金	1,335,891
顧客関連資産	80,510	利益剰余金	5,888,464
その他の無形固定資産	18,366	その他の包括利益累計額	2,050,551
投資その他の資産	5,387,003	その他有価証券評価差額金	2,050,551
投資有価証券	3,075,192	新株予約権	4,598
出資	3,801		
破産更生債権等	249,931		
長期差入保証金	2,264,181		
会員権	22,550		
繰延税金資産	6,900		
その他の投資その他の資産	57,726		
貸倒引当金	△ 293,279	純資産合計	12,866,272
資産合計	95,835,812	負債・純資産合計	95,835,812

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額
営 業 収 益	7,197,857千円
受 入 手 数 料	6,159,425
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	910,369
売 買 損 益	22,919
金 融 収 益	78,802
そ の 他	26,341
金 融 費 用	43,825
純 営 業 収 益	7,154,032
営 業 費 用	7,317,985
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	7,317,985
営 業 損 失	163,952
営 業 外 収 益	217,081
受 取 利 息	1,096
受 取 配 当 金	123,448
為 替 差 益	15,396
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,418
不 動 産 収 入	9,226
受 取 リ ー ス 料	1,722
シ ス テ ム 収 益	31,144
そ の 他 の 営 業 外 収 益	33,626
営 業 外 費 用	46,433
支 払 利 息	406
証 券 代 行 事 務 手 数 料	5,543
株 式 交 付 費	205
コ ン サ ル テ ィ ン グ 費 用	22,900
そ の 他 の 営 業 外 費 用	17,378
経 常 利 益	6,695

特 別 利 益		1,273,829
固定資産売却益	1,983	
投資有価証券売却益	989,920	
商品取引責任準備金戻入額	36,604	
金融商品取引責任準備金戻入	713	
関係会社株式売却益	223,478	
その他の特別利益	21,128	
特 別 損 失		816,163
固定資産売却損	24,798	
固定資産除却損	12,378	
減 損 損 失	185,010	
投資有価証券売却損	2,390	
商品取引責任準備金繰入額	3,793	
金融商品取引責任準備金繰入れ	50,489	
訴訟損失引当金繰入額	6,500	
特別退職金	15,401	
事業再編損	458,359	
その他の特別損失	57,042	
税金等調整前当期純利益		464,361
法 人 税 等		△ 71,394
法人税、住民税及び事業税	94,189	
法人税等調整額	△ 165,584	
当 期 純 利 益		535,755
親会社株主に帰属する当期純利益		535,755

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,554,895	1,266,868	5,525,309	△ 568	10,346,504
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 172,601		△ 172,601
親会社株主に帰属する当期純利益			535,755		535,755
新株予約権の権利行使による新株の発行	31,871	31,871			63,742
自 己 株 式 の 取 得				△ 34	△ 34
自 己 株 式 の 処 分		37,152		602	37,755
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	31,871	69,023	363,154	568	464,617
当 期 末 残 高	3,586,766	1,335,891	5,888,464	—	10,811,122
	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計	
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	3,073,227	3,073,227	—	13,419,731	
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△ 172,601	
親会社株主に帰属する当期純利益				535,755	
新株予約権の権利行使による新株の発行				63,742	
自 己 株 式 の 取 得				△ 34	
自 己 株 式 の 処 分				37,755	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 1,022,675	△ 1,022,675	4,598	△ 1,018,077	
当 期 変 動 額 合 計	△ 1,022,675	△ 1,022,675	4,598	△ 553,459	
当 期 末 残 高	2,050,551	2,050,551	4,598	12,866,272	

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	1,534,222	流動負債	264,811
現金及び預金	159,955	未払金	262,539
短期貸付金	1,000,000	未払法人税等	1,210
未収入金	372,477	その他の流動負債	1,061
前払費用	1,563	負債合計	264,811
その他の流動資産	227	(純資産の部)	
固定資産	8,457,418	株主資本	9,722,230
投資その他の資産	8,457,418	資本金	3,586,766
関係会社株式	8,423,728	資本剰余金	6,792,225
長期差入保証金	3,168	資本準備金	931,871
長期前払費用	3,022	その他資本剰余金	5,860,354
繰延税金資産	27,497	利益剰余金	△ 654,068
		利益準備金	7,337
		その他利益剰余金	△ 661,405
		繰越利益剰余金	△ 661,405
		自己株式	△ 2,692
		新株予約権	4,598
資産合計	9,991,641	純資産合計	9,726,829
		負債・純資産合計	9,991,641

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金	額
営 業 収 益	千円	90,000千円
経 営 指 導 料	90,000	
営 業 費 用		114,213
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	114,213	
営 業 損 失		24,213
営 業 外 収 益		10,615
受 取 利 息	9,615	
受 取 配 当 金	953	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	46	
営 業 外 費 用		32,019
証 券 代 行 事 務 手 数 料	5,543	
株 式 交 付 費	205	
コ ン サ ル テ ィ ン グ 費 用	22,900	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	3,370	
経 常 損 失		45,617
特 別 利 益		31,147
投 資 有 価 証 券 売 却 益	14,582	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	16,564	
特 別 損 失		942,982
関 係 会 社 株 式 評 価 損	942,982	
税 引 前 当 期 純 損 失		957,452
法 人 税 等		△ 131,167
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 103,670	
法 人 税 等 調 整 額	△ 27,497	
当 期 純 損 失		826,284

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	3,554,895	6,803,354	—	6,803,354	7,337	337,480	344,817
当 期 変 動 額							
新株予約権の権利行使による新株の発行	31,871	31,871		31,871			—
剰 余 金 の 配 当				—		△172,601	△172,601
資本準備金の取崩		△5,903,354	5,903,354	—			—
当期純損失(△)				—		△826,284	△826,284
自己株式処分差損			△42,999	△42,999			—
自己株式の取得				—			—
自己株式の処分				—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	31,871	△5,871,482	5,860,354	△11,128	—	△998,885	△998,885
当 期 末 残 高	3,586,766	931,871	5,860,354	6,792,225	7,337	△661,405	△654,068

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計			
当 期 首 残 高	△83,413	10,619,652	10,346	42,118	10,672,117
当 期 変 動 額					
新株予約権の権利行使による新株の発行		63,742			63,742
剰 余 金 の 配 当		△172,601			△172,601
資本準備金の取崩		—			—
当期純損失(△)		△826,284			△826,284
自己株式処分差損		△42,999			△42,999
自己株式の取得	△34	△34			△34
自己株式の処分	80,754	80,754			80,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△10,346	△37,519	△47,865
当期変動額合計	80,720	△897,422	△10,346	△37,519	△945,287
当 期 末 残 高	△2,692	9,722,230	—	4,598	9,726,829

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

岡藤日産証券ホールディングス株式会社
取締役 会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 井 雅 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 村 幸 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 瀬 朋 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡藤日産証券ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡藤日産証券ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

岡藤日産証券ホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井雅也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山村幸也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中瀬朋子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡藤日産証券ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、太陽有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

岡藤日産証券ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	荒木 文 明	Ⓔ
監 査 等 委 員（社外取締役）	門 間 大 吉	Ⓔ
監 査 等 委 員（社外取締役）	林 徹	Ⓔ

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号



- 東京メトロ半蔵門線「水天宮前」駅6番出口より徒歩1分。
- 東京メトロ日比谷線「人形町」駅A2出口より徒歩4分。
- 都営浅草線「人形町」駅A5出口より徒歩5分。